

長野県地球温暖化対策条例による 環境エネルギー性能等検討に関する書面提出をお願いします

長野県地球温暖化対策条例に基づく環境エネルギー性能及び自然エネルギー導入検討制度が、住宅を含む全ての新築建築物について平成27年7月1日から施行され、建築主は建築物を新築しようとする場合は、当該建築物の環境エネルギー性能及び自然エネルギー導入について、検討することが義務付けられております。

つきましては、この検討義務の履行状況を確認したいので、当該検討に関する書面の写しを、下記によりご提出いただきますよう、ご協力をお願いします。

なお、平成29年4月1日からは、指定確認検査機関の県内窓口を確認申請書を提出する300㎡未満の新築戸建住宅についても書面提出をいただくようお願いいたします。

記

- 1 ご提出いただきたい書面（別紙「書面一覧」に次の書面を添えて提出してください。）
 - (1) 検討に利用した環境エネルギー性能評価指標による評価書又は結果表の写し
 - ①CASBEE 新築（非住宅用） 【様式例 参考(1)－①】
CASBEE 戸建（戸建住宅用）
 - ②Qpex（木造在来住宅用） 【様式例 参考(1)－②】
 - ③エネルギーパス（住宅用） 【様式例 参考(1)－③】
 - ④一次エネルギー消費算定プログラム（住宅用） 【様式例 参考(1)－④】
 - ⑤一次エネルギー消費算定プログラム（建築物用）
一次エネルギー消費算定プログラム（モデル建物法）【様式例 参考(1)－⑤】
 - (2) 自然エネルギー導入に関する検討結果及びチェックシートの写し
実際に採用した場合は、自然エネルギー設備等の概要の写しも添付
【様式例 参考(2)－①、(2)－②】
 - 2 ご提出をいただく対象及び時期
 - ① 300㎡未満の新築（建替えによる改築含む。）の戸建住宅（併用住宅含む。）
提出時期：建築確認申請における確認済証交付時まで
 - ② 300㎡以上2,000㎡未満の新築（建替えによる改築含む。）の建築物
提出時期：建築物省エネ法（省エネ法）による届出における通知書交付時まで
 - 3 提出先
上記2①は特定行政庁（所管行政庁）及び指定確認検査機関の県内の窓口
上記2②は特定行政庁（所管行政庁）
- * 建築物全体の用途が次の①又は②に該当する建築物は上記1(1)に記載の書類の添付は不要です。
- ① 居室を有さず、かつ、空気調和設備（冷暖房）を設ける必要がない用途
 - ② 高い開放性を有することにより、空気調和設備を設ける必要がない用途

（お問い合わせ先）

- 特定行政庁 建設事務所 建築課 又は 整備・建築課（平成29年4月以降）
長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、塩尻市 各市 建築指導担当課
- 県庁 建設部 建築住宅課 指導審査係 電話：026-235-7335 / FAX：026-235-7479
E-mail kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp